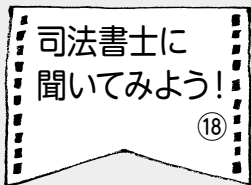


無料相談



Q 父が亡くなり相続放棄の手続きをしました。しかし、その相続放棄を撤回したいと考えていますが、可能でしょうか？父が亡くなってから3カ月以内です。

A たとえ相続があったことを知ってから3カ月以内だとしても、裁判所に受理された相続放棄を撤回することは原則できません。

原則というからには例外があります。①詐欺や脅迫によって相続放棄をした場合、②未成年者が法定代理人の同意を得ないでした場合、③成年被後見人がした場合などです。これらの場合は、決められた期限内に家庭裁判所に相続放棄の取り消しを申述することができます。

また、誤解や勘違いによって相続放棄をしてしまった場合は、取り消しができるわけではなく、裁判で相続放棄が無効であるとして訴えていく必要があります。

相続を承認するか放棄するかは慎重に判断するのが良いでしょう。

(新潟県司法書士会上越支部)

※このQ&Aは市(市民相談センター、☎025-526-5111)と司法書士会上越支部が協働して、日常生活に係る法的な情報をお届けするものです。



シェアハウス大町の入居者募集

町家に興味があり、学生時代を街なかで過ごしたい人、街なかのにぎわいや活性化に向けた地域の行事や活動に取り組みたい人、高田のまちや町家の魅力をSNSなどで情報発信したい人などを募集します。詳しくは問い合わせてください。

▶対象…次のいずれにも該当する女性 ○大学、大学院、高等専門学校(専攻科を含む)または専修大学(専門課程に限る)に在学している人(見込みの人を含む) ○町内会活動や地域の催しなどに参加できる人 ▶入居期間…平成31年4月～在学期間 ▶募集人数…1～2人 ▶家賃など…一人当たり約月2万2,200円(光熱水費、インターネット代を含むほか、町内会費などは別途掛かります) ※敷金・礼金は不要 ▶申込方法…11月26日⑧～12月14日⑨の間に、申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または持参してください。申請書などは申込先にあるほか、市ホームページからダウンロードできます ※申込多数の場合は、書類選考の上、決定 ▶申し込み・問合せ…建築住宅課(〒943-8601 木田1-1-3、☎025-526-5111 内線1304)へ

各種無料相談

無料相談

予約が必要な相談があります。詳しくは、各問合せ先に問い合わせてください。

相談の種類	とき・ところ	予約	予約・問合せ	備考
新潟県高齢者総合相談センターの相談窓口	○一般相談=月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く) ○法律相談=12月3日⑧、10日⑨の午後1時30分～4時 ※相談会場は、いずれも新潟県高齢者総合相談センター(新潟市中央区上所2、ユニゾンプラザ内)	○ (法律相談のみ)	新潟県高齢者総合相談センター(☎025-285-4165)	相談は電話、面談のどちらでも可
法律相談	12月4日⑧午前10時～正午・大潟商工会	○	大潟商工会(☎025-534-3211)	商工業者などが対象(1件30分程度)
税務相談	12月5日⑧、19日⑨の午前10時～正午・関東信越税理士会高田支部(本町5)	○	関東信越税理士会高田支部(☎025-523-6557)	相続税、贈与税など、税に関する相談
上越地域若者サポートステーション出張相談会	12月6日⑧午後2時～4時・ハローワーク上越	-	上越地域若者サポートステーション(☎025-524-3185)	15歳から39歳までの就労に悩む人、またはその保護者が対象